(別紙4)

事業実施に際しての確認票

1．回答方法

　　○本シートは、補助事業計画書の提出日現在の状況でお答えください。

　　○回答は、それぞれの項目について、該当するものに、「✓」を記載してください。

2．調査項目

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 項　目 |
|  | 公募要領Ｐ.３の「3.補助対象者」について要件を満たしている。 |
|  | 同一又は類似の内容で、重複して本制度以外の国（独立行政法人等を含む）又は地方公共団体が助成する他の補助金の対象と重複していないことを確認した。 |
|  | （公募要領Ｐ.４「3.補助対象者」の①又は②に規定する中小企業者、特定事業者又はその連携体である場合のみチェック）  ・公募要領Ｐ.５「3.補助対象者」（※1）の「みなし大企業」について、該当しない。  ・資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されていないこと。  ・確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと。  ●どちらかに「✓」を記載してください。  過去３年の課税所得額はいずれも１５億円以下である。  過去３年のうち課税所得は１５億円超の年がある。  （参考までに過去３年間の課税所得額を記載してください。）  課税所得額　（前　年）　〇億円  （２年前）　〇億円  （３年前）　〇億円 |
|  | 複数者による共同での応募を行なう場合、下記について確認する。   * 連携体を構成する全員が海外販路開拓を目指している。 * 代表補助事業者は、申請の前に、あらかじめ、事業の共同実施に関する規約を、任意の様式にて連携する全ての参画補助事業者との連名で制定し、その写しを提出する。 * 規約には、最低限、①規約の構成員・目的、②実施業務の予定、③費用負担の方法、④補助金の交付先（補助金は一括して代表補助事業者に交付されることを了承する旨）、⑤共同利用する財産の管理方法、が定められている。その他、連携体間で事前に協議が必要な事項については、当該連携体の当事者間で取り決めが行なわれている。 * 代表補助事業者は各経済産業局から一括して補助金の支払いを受ける。 * 代表補助事業者は、各経済産業局との補助経費に関する手続を一括して担う。 |
|  | 本事業の制度を理解しているか。   * １年目・２年目は補助率2／3、３年目は補助率1／2、上限額は５００万円（複数者による連携体での共同での応募の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。5社以上の連携の場合であっても上限額2,000万円は変わりません。）。 * 将来的な海外販路開拓を目指す場合、国内販路開拓に係る経費は補助率1／2。 |
|  | * 支援パートナーと事前相談した上で、本補助金の資料を作成している。 * ＪＥＴＲＯハンズオン支援に採択された者は、ＪＥＴＲＯハンズオン支援の専門家と事前相談した上で、本補助金の資料を作成している。   ※協議内容を記録した支援パートナー事前協議確認書を提出する必要がある。  ※ハンズオン支援に採択された者は、ＪＥＴＲＯハンズオン支援専門家事前協議確認書を提出する必要がある。 |
|  | 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー（公募要領Ｐ.２９）を確認した。  （中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー）  <https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/> |

令和　　年　　月　　日

代表補助事業者：

参画補助事業者：